

さざんか、さざんか、咲いた道・・・♪

子供の頃、誰もが歌った童謡で有名ですね。

その花言葉は謙譲、ひたむきで理想の愛。まさに日本女性の昔から伝わる美しさを表しています。もう少しで冬が到来する庭に微かな甘い香りを放ち、咲き出します。決して華やかではございませんが、控えめな中に浮つくことのない真実の愛が存在しているのかもしれません。



天下分け目の戦い～行政書士試験

来たる11月14日（日）、年に一度の行政書士試験が実施されます。

冬に放映されたドラマ「特上カバチ!!」の反響や、折からの不況による資格人気からか、受験申込者数は全国で前年度より4,800名多い9万人弱と増えました。

意外と知られていないことですが、現在は国家資格である行政書士試験は昭和50年代後半までは各都道府県単位の試験であり受験資格も限られ、代わりに合格率はもう少し高かったようです。

国家資格化、受験制限の完全撤廃、平成18年度から試験内容の大幅変更・・・と歴史の変転を繰り返しているのですね。

前年度試験では私は試験本部員を勤めました。振鈴と校舎巡回がメイン業務でありました。インフルエンザ対策でマスク着用を命じられたり、過去の試験では「試験を1週間延期しろ！」という脅迫で爆弾騒ぎ(?)があったとかで、テロ対策マニュアルを伝授されたりしました。

試験時間は午後1～4時の3時間です。前年度の本部員立会い時、2時台に貧血で倒れた女性受験者がおられました。試験監督員たちに肩を借りて教室外に出ると、その女性はどっと廊下に崩れ落ちてしまいました。あいにくこの日は温かい好天で、室温もぐっと上がったから気分が悪くなったのでしょうか。こういう場合、救済制度があり、その女性は復調まで15分を要しましたが、そのタイムロス分をきちんと補って受験再開できるのです。おそらく別室で4時15分まで解答ができたことでしょう。

以上のように極度の緊張感やコンディション調整の難しさの中で、合格の栄冠を勝ち得なければなりません。それは近年の10%を切ろうかという厳しい合格率に現われています。私の知り合いでも何人か挑む方がおられます。私がいくら「頑張れ！」と励まして、緊張感を超えられるか否かはご本人しだい。とにかくベストを尽くす、悔いの残らないように精一杯勉強するしかありません。

かくいう私も平成18年度は惨敗の成績で涙を飲み、19年度で雪辱を果たしました。2回目でやっと合格しているのです。その2年間、前職の市役所時代の同期たちとの連絡も完全に断って試験に臨みました。本当に欲しい物を手に入れた時は、何かを犠牲にしなければならないとさえ思っていました。

天下分け目の戦いに臨むすべての受験生たちに心よりエールをお送りします。

川口市民大学くらしの充実講座 第1回 「相続のいろはについて」

平成22年10月3日(日) 10:00~12:00

主催・会場/川口市立芝富士公民館



▲市役所時代の技術系の同期職員さんが参加し、撮影してくれたものです

当日の10月3日(日)、ずっとぐずついていた天候も何のその、素晴らしい快晴となりました。地元のパーマ屋さんでセットを済ませ、意気軒昂に会場入りしました。

様々な年齢層からお見えでしたが、やはり60台以上の年配者が多かったようです。それは想定内でしたので、今回は「相続のいろは」という趣旨であることから、特に初心者・年配者向けに講義をするよう心掛けました。

そのため冒頭で「民法からの専門用語がだいぶ出るかと思いますが、できる限り分かりやすく説明し、また登場する度に再度説明もします。今日は1つでも覚えてもらえたら嬉しいです」と申し添えました。

気になるアンケート結果は、「大変役立った」「役立った」で約80%を占め、ひとまず安心。講義に関する自由意見として、

- 分かりやすかった・初心者にも分かりやすかった
- 具体的実務面から参考になった
- 疑問がスッキリした
- 久しぶりの学習で役立ち良かった

と、概ね好評でした。講師(富田行政書士)に関する自由意見としては、

- 感じが良い・安心して聞ける・言語が明瞭
- 高齢者向けで講義してくれた
- HP・ブログなど活発さがある

と肯定的なものがあつた半面、

10月3日(日)の相続の講義を無事、終了できました！

話がまじめすぎる

おもしろい事例やユーモア・話が欲しかった

マイクの音が大きすぎた

と私の生真面目さ・堅さ、あるいは声が大き過ぎるといった欠点が反映されたご意見もありました。



今後のテーマとして講義に取り上げてもらいたいもの

(相続以外も可)については、下記のように、

日頃の近所付き合いについて

身近な法律実務・事例について

起業のための手続(飲食店)について

成年後見制度について

日頃の行政書士業務に絡みそうなテーマに集中しました。中には質問項目以外に紙面びっしりとご意見を書いて下さった熱心な方もおられました。

アンケートにご協力下さり有難うございます。ご意見や反省材料を基に、次回の機会が与えられた際に活かしていきたいところです。

幾つか質問もございました。非嫡出子の法定相続割合について、養子の場合の相続権について、遺言に有効期間はあるのか?(どこかで6カ月であると教わった、というご意見でした)、遺産分割協議で認知症の相続人がいたら、後見人などは立ち会うべきか?、成年後見制度の仕組みについて、など活発に飛び交い懸命にお答えしました。

また受講生のお1人が富田事務所に後日いらして頂けるという嬉しい特典もありました。

この記事をしめくくるに当たり 当日の講義の最後にご説明したことをそのままご紹介させていただきます。

今日はたくさんの方のことを学んで頂きましたが、たぶん覚えきれないと思いますので3つだけ覚えておうちに帰って下さい。

公正証書遺言をおススメします!

自筆証書遺言よりお金も手間もかかりますが、残された遺族の処理が楽です。

ここで「公正証書遺言 - 家裁検認不要、自筆証書遺言 - 家裁検認必要」とホワイトボードに板書しました。

自筆証書遺言の必要なポイント

「すべて直筆、日にち特定」と板書しました。

法定相続分と遺留分のちがい

遺留分は法定相続分の1/2と覚えて欲しい、と説明しました。

次号以降で、少しずつ実際の講義内容を文章上で再現、ご紹介していきます。
当日の講義レジュメを欲しい方は無料で差し上げます。電話の場合は直接取りに来て頂くか郵送、Eメールの場合はきれいなPDFファイルになります。
(富田事務所電話 03-3901-2153、Eメールは info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp まで)

富田事務所は地域活動に貢献します！

●9月21日(火)

赤羽二丁目自治会の交通安全座談会&交通安全パトロール打合せに参加しました。10時より、自治会館にて。

●9月22日(水)

14時より実際に交通安全パトロールに参加しました。LaLaガーデンズズランストリート(ズラン通り)を中心に、タスキをつけて巡回しました。まだ猛暑であり汗をかきつつも、地域の人に声を掛けられたりして嬉しかったです。

●9月25日(土)

「なでしこまつり」に参加、小学生やそのご家族の方たちとベーゴマ、折り紙で遊びました。北区立なでしこ小学校同窓会の方々、お誘い下さり有難うございました。ベーゴマはついに一度も回せなかったのが(涙)、次回こそ回せるようにしたいです。折り紙はもともと鶴しかできなかったのですが、新しく奴さん、箱などを折れるようになりました。

9時30分から11時30分まで、北区立なでしこ小学校の2階教室にて

※富田は昭和61年3月(当時は北区立第二岩淵小学校)卒業になります。

●10月より

「北区NPO・ボランティアふらざ通信(月刊)」を富田事務所で設置。毎月20部ずつありますので先着順でもらえますよ！ 同施設の活動・運営相談、情報収集・発信、協働促進、セミナー開催、会場・機材貸出等の情報が満載。詳しいお問合せは以下へ。

※東京都北区NPO・ボランティアふらざ

北区王子1-11-1 北とぴあ4階 電話 03-5390-1771

●10月12日(火)

赤い羽根共同募金に協力しました。募金のお願いで回っている赤羽二丁目自治会奉仕部の皆さん、大変お疲れ様でした。

行政書士富田賢事務所は様々な形で地域の輪を広げ、地域活動に貢献します！

平成22年11月1日発行(不定期発行) 第16号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽2-31-3 タグチコーポ101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩8分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

※ヤッファー検索「行政、富田」で上位に出ます。

ブログ <http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/>

※ヤッファー検索「行政、富田」で上位に出ます。毎日更新！

建設・宅建、会社設立、相続、内容証明、各種許認可